

厚生労働省との意見交換に係る質問事項
(保育分野について)

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当方までご回答下さいますようお願い申し上げます。

■ 保育所制度関連

○ 異なる設置主体間のイコールフットィングについて

1. 保育所の認可基準を満たしているにもかかわらず、株式会社やNPO法人といった社会福祉法人以外の者は、施設整備費の補助対象外とされており、多様な事業者の参入を阻む一因となっていることから、補助対象の主体制限の撤廃を求める声が事業者から多く挙がっているところであるが、この点について貴省の見解如何。
2. 民間施設給与等改善費加算(民改費加算)が、配当支出の行われている保育所には適用されない理由如何。また、株式会社立の保育所(平成 19 年4月1日現在では 118 箇所)のうち、民改費加算を受けていない施設の数を把握されている場合は、直近の数をご教示願いたい。
3. 株式会社など社会福祉法人以外の事業者にも、社会福祉法人会計基準が適用されている理由如何。株式会社が企業会計によって会計処理を行う場合に生じると想定される問題について、説明願いたい。
4. 自治体が保育所を民営化するに当たり、透明かつ公正な手続きがとられるよう貴省から自治体に対し指導されているものと承知しているが、依然、移管先を社会福祉法人に限定するなど、運営主体を限定するケースが見受けられる。指導の状況と実態把握の有無についてご教示願いたい。

なお、本件に関しては、当会議の「中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起」（平成 20 年 7 月 2 日。以下「中間とりまとめ」。）の別紙でも示したとおり、新たな制度体系の設計の議論を待たずとも現行制度において改革可能であり、早急に改善策を講じる必要があると考えるため、今回質問させていただくもの。

○ 保育所の入所基準等について

5. 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定。以下「3か年計画」。)の下記項目について、現在の対応状況を説明願いたい。

Ⅲ 11 イ ④ a 保育所の入所基準に係る見直し

ア 保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査【平成 20 年度早期に実施】

6. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ④ b 入所選考等に係る情報開示の徹底【平成 19 年度措置】

○ 保育所の最低基準等について

3か年計画の下記項目に関連して、中間とりまとめに対して、貴省より以下のご意見が提出された。

Ⅲ 11 イ ⑤ a 最低基準に係る科学的・実証的な検証に早期に着手【平成 20 年度調査実施・分析、平成 21 年度措置】

「(略)これらを踏まえ、本年度、施設設備基準について、科学的・実証的な検証を行い、子どもの機能面に着目した保育環境・空間の基準としてどのようなものが考えられるか検討を行うこととしている。」

7. 社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託された「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の詳細な内容や実施状況及び今後のスケジュールをご教示願いたい。

8. 「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」において、設備基準(数値基準)の科学的・実証的な検証がなされ、その結果を受けて、厚生労働省として保育所の施設設備に関する最低基準を見直すものと考えてよろしいか。

9. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ⑤ b 保育所定員の見直し【平成 20 年度検討・結論、平成 21 年4月措置】

■新待機児童ゼロ作戦について

10. 本年6月に開催した公開討論において、潜在的な保育ニーズの把握を行うための調査を実施する予定とのご発言があったが、当該調査の詳細な内容や実施状況等についてご教示願いたい。

■認定こども園について(別途)

■家庭的保育(保育ママ)等について

3か年計画の下記項目に関連して、中間とりまとめに対して、貴省より以下のご意見が提出された。

Ⅲ 11 イ ⑧ 家庭的保育(保育ママ)の活用促進【平成 19 年度検討開始、平成 20 年度結論】

「家庭的保育者の要件については、第 169 回通常国会に提出している『児童福祉法の一部を改正する法律案』において、保育士資格を持たない者も一定の研修を課すなど保育の質を確保することを前提として認めることとしているが、他の要件については、今後定める実施基準やガイドライン等において、専門家等の意見を踏まえて検討することとしている。」

16. 上記の改正法案は第 169 回通常国会において廃案となったが、今後の予定についてご教示願いたい。

17. 本年2月の法令協議において、家庭的保育事業の実施基準について、当時想定され

るものとして以下の3点を挙げられた。

- ・ 保育する乳幼児数は3人以内(補助者をつける場合は5人以内)
- ・ 面積基準、衛生的な調理設備、遊戯等に適した空間
- ・ 市町村の体制整備(巡回指導・相談、研修等)

また、その後の貴省へのヒアリング(平成20年2月19日開催)では、専門家等による検討会を設置しオープンな場で検討する、とのご説明であった。

実施基準やガイドラインの骨格はほぼ固まっているとの情報もあり、家庭的保育者の要件(研修を含む)と合わせて、現在の検討状況をご教示願いたい。

18. 現行の要件で、家庭的保育者が未就学児童を現に養育していないことや、保育される児童が家庭的保育者と3親等以内でないことが定められているが、これらの要件の根拠について説明されたい。また、中間とりまとめにて問題提起したとおり、フランスの制度等を参考に、実子や近親者を一緒に保育することを認めることについて、貴省の見解如何。
19. 家庭的保育事業の対象児童の範囲拡大については、社会保障審議会少子化対策特別部会(以下「少子化対策特別部会」)において「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」の議論の中で、保育所の入所基準である「保育に欠ける」要件の見直しとともに検討されるものと理解してよろしいか。
20. 平成15年度以降の、利用児童数、保育者数、実施自治体数及び運営費への国の供出額の推移をご教示願いたい(平成19年11月5日開催の第2次答申に向けた意見交換の際、ご提示いただいた表を更新する形で)。また、今年度より新設された「家庭的保育支援者」の直近の配置状況と、家庭的保育者への支援体制における効果を説明されたい。
21. 民間の保育ママ事業者から、認可外保育施設の指導監督基準が適用されることについて見直しを求める要望が多く寄せられている。保育ママの自宅(一般の住居)は、集団保育の場としての「施設」基準には合致しない点多々あり、また、施設のための基準で、家庭における保育の実施状況が十分かつ適切に判断されるとは考えられない。民間の

保育ママサービスが、「施設」基準で指導監督されなければならない合理的な理由をお示し願いたい。

22. 本年6月のあじさい要望に対し、貴省から「今後提出予定の児童福祉法改正法案では、(中略)市町村が家庭的保育者に遵守させる基準などである実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の家庭的保育サービスに係る指導監督基準を設けることが適切かどうかあわせて検討してまいりたい。」とのご回答をいただいたところ。民間の保育ママについても家庭的保育に準じて、国や自治体の事業の実施基準を適用する、あるいは別途、相応の基準を設定することについて、貴省の見解如何。

23. 預かり児童の家庭に出向いて保育する派遣型ベビーシッターについても、同様に認可外保育施設の指導監督基準が適用されているものの、実際には児童の家庭への立ち入り調査などはほとんど実施されていないのは、本年6月のあじさい要望での貴省からのご回答にあったとおり、「1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事等が必要と認めた場合には、認可外保育施設指導監督基準の一部を適用しないことができる旨が定められており、現行でもこのような要件に該当する場合は、当該基準のすべてが適用されているわけではない。」との理由からであると理解してよろしいか。

24. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ⑨ ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化【平成 19・20 年度検討、平成 21 年度措置】

■ 病児・病後児保育について

25. 今年度より、病児・病後児保育事業等の再編を行い、併せて補助単価も変更されたが、再編の目的と期待される効果及び現行の病児・病後児保育の全体像について分かりやすく説明願いたい。また、今後さらなる変更を行う予定があるかご教示願いたい。

26. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ⑩病児・病後児保育の拡充について【平成 20 年度措置】

27. 派遣型の病児・病後児保育事業者より、緊急サポートネットワーク事業が今年度をもって廃止されることにより、派遣型サービスの縮小を懸念する声が挙がっている。ファミリーサポートセンターとの関連性も含め、今後どのような形で派遣型の病児・病後児保育サービスを拡充するのか方針を伺いたい。

■ 「放課後子どもプラン」について(別途)

■ 放課後児童クラブについて(別途)

以上

両立支援分野についての質問事項(厚生労働省)

現在、年末答申に向けて、様々な分野において各省との意見交換を行うべく準備中です。両立支援に関しては、以下のとおり、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成 20 年3月 25 日閣議決定)への対応状況を確認させて頂きたく、ご回答の程お願い申し上げます。

なお、本件に関する意見交換を行うかどうかにつきましては、ご回答を拝見した上で、判断させていただき予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 下記2項目につき、現在の措置状況をご教示下さい。

規制改革のための3か年計画(改定)

Ⅲ 措置事項

11 福祉・保育等関係

ウ 両立支援

- ③ 両立支援レベルアップ助成金に係る運用の見直し【平成 19 年度措置】(別途)
- ④ 事業所内託児施設等の質の担保の徹底【平成 19 年度より逐次実施】

以上